

## 補助金一覧

別添 8

私立保育園への補助（令和8年2月現在）

補助事業等の項目	補助内容
配置基準補助金	基本加算分1 保育士定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,590千円/年（1園あたり）
	基本加算分2 「基本加算分1」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R7：3,935千円/年（1園あたり）
	基本加算分3 「基本加算分2」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R7：3,935千円/年（1園あたり）
	一般加算分1 「基本加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,663千円/年（1園あたり）
	一般加算分2 「一般加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合 （参考）R7：2,663千円/年（1園あたり）
	特定加算分1 「基本加算分1～3」の要件を満たし、さらに要配慮児保育を実施する保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合（要配慮児3：1） （参考）R7：3,256千円/年（保育士加配1人につき）
	特定加算分2 1・2歳児が36人以上入所しており、「基本加算分1～3」の要件を満たした上で、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合 （参考）R6：3,256千円/年（1保育園あたり）
施設運営等改善補助金	児童傷害保険料 児童傷害保険（賠償責任保険）に加入した場合の補助 （参考）R7：74.57円（単価）×保険加入の際に対象とした児童数（年額）
	寝具乾燥費 児童が使用する敷き布団・掛け布団・毛布の乾燥に要する経費（1年間で8回分まで）を補助 ・敷布団枚数×165円 ・掛布団枚数×99円 ・毛布枚数×55円 ※単価はR6のもの。公立の契約額に準ずる。
	緊急通報装置運用費 児童の安全管理に要する委託経費に対する補助。 （参考）R7：月額6,000円（上限）×12か月
	内科・歯科健康診断費 ・定期健康診断費 公立保育所における健康診断にかかる経費 — 公定価格に含まれる嘱託医手当相当額 ※補助上限額あり。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>途中入所健康診断費 途中入所児童数×上限額 ※R7単価：3,480円</li> </ul>
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>[日本スポーツ振興センターが定めた児童一人当たりの共済掛金から、保護者負担分を除いた金額] × 児童数 (参考) R7：A階層児 55円、B階層児 365円、一般児（C階層以上）234円</li> </ul>
	使用済み紙おむつ処理経費等補助	<p>使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要する経費に対する補助。 (参考) R7：月額 350円（上限）×10月1日現在の3歳未満児数×12月</p>
その他	産休等代替職員補助	産休等代替職員の賃金に要した額と、5,940円/日×勤務日数（雇用承認した期間の範囲内）の額のいずれか少ない方の額
	休日保育事業	休日保育の実施に係る経費が給付費加算額を超えた場合、超えた額を補助する。 ※補助限度額：給付費加算額×1.5倍－給付費加算額
	一時預かり事業	補助基準額（利用児童数により算出）と補助対象経費（保育料を除いた額）とを比較し、いずれか低い額を補助
	延長保育事業	補助基準額（利用（申込）児童数により算出）と補助対象経費（保育料を除いた額）とを比較し、いずれか低い額を補助
	研修代替職員雇用費補助	補助基準額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い額を補助 (公定価格に含まれる分を除く。)
	I C T化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の機能を有する保育業務支援システムの導入に要する経費を補助する。 ※補助額：補助対象経費（上限130万円）×3/4</li> <li>外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入に要する経費を補助する。 ※補助額：補助対象経費（上限15万円）×3/4</li> </ul>

保育人材確保に係る補助（令和8年2月現在）

補助事業等の項目	補助内容
保育士等給与改善事業	<p>職員の給与改善に要する経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士、保育教諭、看護師等のみなし保育士</li> <li>補助額：月額最大4万円（事業主負担分の法定福利費を含めても可） ※令和7年4月から月額最大4万円に増額</li> </ul>
保育士等宿舍借り上げ支援	<p>保育施設が、雇用する保育士等のために宿舍を借り上げる場合に費用の一部を補助する。</p> <p>※補助上限額：月額47,250円（R6補助上限額。R7は国の補助金交付要綱改正（未発出）により、これより引き下げとなる見込み）</p> <p>※「保育士等」とは、以下の①～③のすべてを満たす方を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保育士、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格証または免許状を保有していること。</li> <li>②雇用を開始した日が属する会計年度から起算して5年目（※）の会計年度末までであること。</li> </ol>

	<p>※補助を開始した年度により経過措置あり。</p> <p>③常勤であること。</p> <p>この他、国の実施要綱改正（未発出）により、「一人一回限りの適用」（過去に本事業により補助を受けたことがある方は対象外）となる可能性があります。</p>
保育士修学資金貸付	<p>指定保育士養成施設に在学し、保育士資格を目指す学生に対し、修学に必要な資金の貸付けを行う。貸付期間は、2年間を限度とし、卒業後1年以内に保育士登録し、5年以上千葉市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除</p> <p>※修学資金：5万円/月以内</p> <p>貸付の初回に入学準備金として30万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算</p>
保育補助者雇上費貸付	<p>保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。貸付期間は3年間を限度とし、貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合は返還を免除</p> <p>※保育補助者の賃金：2,953千円/年以内</p> <p>※保育補助者は、週30時間以上勤務をする者が対象</p>
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	<p>未就学児を持つ保育士が、保育士として市内の保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付けを行う。貸付期間は1年間を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除</p> <p>※貸付額：保育料の半額（27,000円/月以内）</p>
就職準備金貸付	<p>新たに市内の保育所等に勤務することが決定した保育士に就職準備金の貸付けを行う。貸付けは1回を限度とし、2年以上市内の保育所等に勤務した場合は返還を免除</p> <p>※20万円以内または40万円以内。地域の有効求人倍率による。</p> <p>※保育士修学資金貸付の就職準備金加算を受けたものは対象外。</p>

※ 上記補助事業は、今後廃止・変更となる可能性があります。